

低入札価格審査委員会設置要領

1 目的

この要領は、船橋市発注の工事請負契約（船橋市建設工事等契約事務取扱基準第4条第1項に基づき最低制限価格を設けることができる工事のうち、同条第3項の規定により最低制限価格を設けないこととしたものに限る。）に係る地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるか否か又は施行令第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるか否かについて等を、審査するため設置する低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

- (1) 審査委員会は、契約を主管する課長からの求めに応じ、最低価格入札者（施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式においては評価値の最も高い者）の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か審査を行い、意見を述べるものとする。
- (2) 審査委員会は、当該工事を主管する課長から船橋市低入札価格工事履行調査実施要領（平成23年船橋市要領）第4条に基づく報告を受けたときは、これを審査するものとする。

3 組織

- (1) 審査委員会は、副市長を委員長とし、建設局長、契約を主管する部長及び課長、建設技術の総括を主管する部長及び課長並びに当該工事を所掌する部長及び課長を委員として組織するものとする。
- (2) 委員長は、当該審査委員会の事務を掌理する。
- (3) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、当該委員長の指定した者がその職務を行う。
- (4) 委員に事故があるとき又は欠けたときは、当該委員の指定した者がその職務を行う。

4 会議

- (1) 審査委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 審査委員会の会議は委員総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 審査委員会の委員長が、会議の運営に必要なと認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。
- (5) (1)の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

5 庶務

審査委員会の庶務は、契約を主管する課において処理する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月28日から施行する。